

企業立地促進補助制度

目的

企業の立地を促進し、産業振興と雇用創出を図るため、建物等を新設(※1)、増設(※2)又は再整備(※3)を行う事業者等に対し、補助金を交付します。

※1:町内に建物等を新たに建設若しくは取得し、又は町内に建物等を有する者が、事業拡大する目的で町内に建物等を建設若しくは取得すること。

※2:町内に建物等を有する者が、事業規模を拡大する目的で当該建物等を新たに拡張すること。

※3:平成23年3月11日において町内で事業を営んでいた者が、同日以降初めて町内に有する建物等を改修又は町内に新たに建物等を建設若しくは取得すること。

補助内容

補助内容	交付要件	申請期間
企業立地補助金	建物等(※4)の延床面積(m ²) × 1,000円 (上限500万円)	事業開始の日 から90日以内
雇用促進補助金	正規従業員(※5) 20万円/人 非正規従業員(※6) 10万円/人 (上限500万円)	事業開始の日 から1年6月を 経過した日か ら90日以内

※4:工場、試験研究施設、研修施設、物流業務施設、店舗、宿泊施設等

※5:雇用契約を締結し、雇用保険に加入している者であって、期間を定めずに雇用する従業員

※6:1年以上の雇用契約を締結し、雇用保険に加入している者であって、正規雇用者を除く従業員

備考

(1)手続き詳細等については、浪江町ホームページをご確認ください。

※申請様式等はホームページからダウンロードしてください。

(2)対象外となる業種もございますので事前に必ずご確認ください。

浪江町 企業立地促進補助制度概要

補助種類	交付要件	交付額
企業立地補助金	<p>次に掲げる<u>全て</u>の要件に該当すること。</p> <p>1 令和4年4月1日以降において投下固定資産の価格の合計額が1億円以上の新設、増設又は再整備であること。</p> <p>2 新たに雇用した正規従業員又は非正規従業員が、新設、増設又は再整備した建物等の事業開始（以下「事業開始」という。）の日において、事業開始のために整備した建物等で常時勤務し、その人数が5人以上であること。</p> <p>3 2における合計人数に対する非正規従業員の割合が1/3以下であること。</p>	<p>建物等の延床面積（㎡） × 1,000円 （上限500万円）</p>
雇用促進補助金	<p>次に掲げる<u>全て</u>の要件に該当すること。</p> <p>1 企業立地補助金の交付を受けた事業者であること。</p> <p>2 事業開始の日から起算して6月を経過する日までに、町内に住所を有し、現に町内に居住する正規従業員又は非正規従業員を新たに雇用し、同日から1年を経過した日において引き続き雇用していること。</p>	<p>正規従業員 ⇒20万円/人</p> <p>非正規従業員 ⇒10万円/人 （上限500万円）</p>

補助申請から交付までの流れ

① 補助申請

② 交付決定

③ 決定通知

④ 交付請求

⑤ 補助金交付